

明監報第6号

教育委員会（小学校・中学校・特別支援学校）行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)3月27日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 松 井 久美子

同 楠 本 美 紀

教育委員会（小学校・中学校・特別支援学校）行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（選定の理由）

本市においては、小学校、中学校及び特別支援学校の教職員が、保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていないが、公金と同様、適正に管理されていなければならない、管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

II 監査の期間

平成28年12月2日から平成29年3月27日まで

III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

「明石市立小・中・特別支援学校準公金取扱マニュアル」に基づいた事務が行われているかについて、各学校の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について
- (5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

各学校で取り扱っている準公金のうち、小学校 37 件、中学校 15 件及び特別支援学校 7 件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。